

<その他>

問28 消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）の規定は、いつから施行されることとなるのですか。

（答）

1. 消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）の規定は、公布の日（平成28年6月3日）から起算して1年を経過した日である平成29年6月3日から施行されます。
2. ただし、取消権を行使した消費者の返還義務に関する規定については、現在継続審議となっている民法の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第63号）が成立し、施行された場合に、同法案の施行の日から施行されることとなります。